

陳 情 文 書 表

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第209号（8.6.5） 神戸市が、長年に渡り、児童福祉法に基づき、児童養護上児童相談所に入所させた全児童の幼少期の成育歴や逆境体験・虐待の連鎖・PTSD・障害特性等や症状の併存の診断・治療・支援の実態及びケア職員不配置の実態並びに児童監禁等による二次・三次障害や人権侵犯等の不正監査に関与した局に対し、外部専門委員会設置による真実の確認と調査・検証による行政対応を求める陳情
陳 情 の 要 旨	1. 法律上の根拠に基づき児童相談所、施設に入所させた全児童の診断、治療、支援の実態等について、外部専門委員会設置による調査・検証を行うこと。 2. 法律に基づき入所及び退所させた全児童に根拠ある診断・治療・支援を行うこと。
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市西区 中 西 洋 昭
送 付 委 員 会	教育こども委員会

2026年5月14日

神戸市議会議長 様

神戸市西区

中西 洋昭

神戸市が、長年に渡り、児童福祉法に基づき、児童養護上児童相談所に入所させた全児童の幼少期の成育歴や逆境体験・虐待の連鎖・PTSD・障害特性等や症状の併存の診断・治療・支援の実態及びケア職員不配置の実態並びに児童監禁等による二次・三次障害や人権侵犯等の不正監査に関与した局に対し、外部専門委員会設置による真実の確認と調査・検証による行政対応を求める陳情書（陳情書）

この陳情の趣旨は、法律に基づき施設等に入所させた全児童の診断・治療を求め、また、児相等退所後の支援等について、外部専門委員会設置による実態と真実の調査・検証と行政対応を求めることにあります。

施設は、虐待の連鎖、PTSD等の診断、治療をしてない児童達を、不潔で、年齢男女混合集団雑居隷属支配生活をさせ、職員の日常的虐待の放置や虐待加担を、見せしめで同部屋の児童達に眼前で目撃させていた。

2019年7月3日 私は、児童養護施設と施設業務等について再三再四折衝の結果、児童福祉法第33条の12（強行規定）規定に基づき、神戸市が、法律に基づき施設等に入所させた逆境体験・虐待の連鎖・PTSD・障害特性等児に対する憲法違反、法令業務違反、診断・治療・支援省き、児童福祉司不配置、ケア職員不配置、不登校措置、児童監禁、人権侵犯、違法業務・不正監査等や犯罪について、相談し、通告をした。

＊ ＊私の聴き取り調査では、児相及び施設に「虐待の連鎖」・「PTSD」
「二次三次障害」等の児童が一人もいない。児相は、児童を監禁していた。

神戸市は、児童養護上、法律の根拠に基づき施設に入所させた逆境体験・虐待の連鎖・PTSD等児童に対し、「施設の業務上の虐待の放置」、「児相の児童監禁」による二次・三次障害等の症状児の、「診断・治療・支援」について、こども家庭局長は、教育こども委員会の席上「診断・治療している。」と捏造答弁を重ねています。

法律的根拠に基づいて児相等に入所させた虐待の連鎖・PTSD等児童の診断、治療、支援を求め、組織的計画的監禁（私的制裁）に係る二次三次障害を外部専門的委員会設置による調査・検証を求める陳情です。

神戸市長は、2020年の予算書【補正予算措置をせずに】に長年に渡る組織的計画的憲法違反、法令業務違反、診断・治療・支援省き、児童福祉司不配置、虐待の放置、不登校措置、児童監禁、人権侵犯、業務・補助金不正監査等の処置省き等の相談・通告した事項の一部分 ① 法律的判断を伴う児童虐待に対応するため常勤弁護士を配置するとともに児童福祉司を4名、児童心理司を2名増員する。 ② 一時保護所における学習支援の強化 ③ 児童家庭支援センターの増設。

2020年の予算書に相談・通告事項の診断・治療を省き、監禁事項に対処なく①～③の物事の本質を欠いた杜撰予算を計上した。

神戸市は、長年に渡り、「児童福祉の理念、児童育成の責任」体制を省き、「虐待の連鎖、PTSD、障害特性等や症状の併存や二次、三次障害症状の児童」に、診断基準や専門的知識技術に基づく診断がない。

診断がないので、治療目的、治療方針がない。治療ないのに、支援あるはずない。

多くの拘束・監禁し続けた児童達を通学させず、児童福祉司・弁護士を配置し、診断・治療方針ないのに、神戸市が、ケア方針、支援の中身がない支援センターを増設した法的理由、法的根拠等について、外部専門委員会設置による検証と真実を求め陳情します。

2021年4月2日付、神戸新聞が、児相保護「異常」な規則で神戸市の児童監禁犯罪・人権侵犯等をスクープした。

神戸市に、児童福祉法に基づき入所させた虐待の連鎖・PTSD等児童の診断の放置、児童監禁中及び監禁後の二次三次障害に係る診断・治療・支援に向けて、養護の実態を外部専門委員会設置による真実の検証と行政責任で入所させた全児童に、根拠ある診断・治療・支援に向けた陳情事項

神戸市が、法律上の根拠に基づき児相、施設に入所させた全児童の幼少期の成育歴を確認し、逆境体験、虐待の連鎖、PTSD、障害特性等を診断基準等専門的知識技術に基づき診断、治療、支援及び人権侵犯、業務不正監査の実態の検証を求め、外部専門委員会設置による調査・検証を陳情します。

虐待の放置、児童監禁に加担・関与した管理職及び虐待の放置・児童

監禁を業務上知り得た、業務上知り得る立場の管理職で、法第33条の12規定に基づく通告を省いた全管理職を外部専門委員会による調査・検証と行政責任を求め陳情します。

神戸市が、法律の根拠に基づき、児相に入所させた児童の内、監禁した児童に限定し、各年月度に区切り

(1) 監禁した児童を、児相に入所させた法的理由、法的根拠及び入所させた年月日、日数、監禁の年月日、期間及び日数並びに監禁の経緯及び監禁の法的理由、監禁した児童の年齢。

(2) 監禁した児童それぞれの逆境体験・虐待の連鎖・PTSD・障害特性等や症状の併存、二次、三次障害等について、業務上診断基準等による診断・治療・ケアの有無。健康診断等の有無。ケアの内容及び日誌上の特記事項。

児童福祉第11条規定の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定の有無。

(3) 監禁した児童に対する児童福祉法第48条違反の理由及び学校との連携事項の有無。

(4) 児童監禁に係る危機管理体制の有無及び内容。

(5) 児童を監禁した各部屋の平面図、床面積、立面図(窓の位置・開閉の有無等)、ベッド・机・椅子・洗面・空調の配置図、写真等。

(6) 2020年度に弁護士1名(2019年10月雇用)、児童福祉司4名、児童心理司2名雇用後に、雇用した弁護士、児童福祉司、児童心理司のそれぞれが、業務上の診断・治療がない虐待の連鎖、PTSD、二次三次障害等児童の監禁中及び監禁後並びに施設等退所後の児童に採った業務上の措置の内容。

(7) 児童を監禁した人権侵犯等に係る措置の有無。

(8) 児童監禁に係る監査の有無及びその内容。

以上(1)～(8)に係る憲法違反、業務上の不正、人権侵犯、不正監査等の犯罪の真実の検証に関し、「法律に基づき入所及び退所させた虐待の連鎖、PTSD等の症状の併存、二次三次障害等の診断・治療・支援の実態」について、外部専門委員会設置による調査・検証と法律に基づき入所及び退所させた全児童に根拠ある診断・治療・支援を求め、行政責任を求め陳情します。

以上